

吹田市私道舗装工事助成金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、市内の私道（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（以下「公道」という。）以外の道路であって、一般の通行の用に供するものをいう。以下同じ。）の舗装工事を行う者に対し、予算の範囲内において、私道舗装工事助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、生活環境の整備を促進することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、私道の敷地の所有者及び私道の利用者とする。

(助成対象私道)

第3条 助成の対象となる私道は、次の各号のいずれにも該当する市内の私道及びこれに準ずるものとして市長が適当と認める私道とする。

- (1) 両端又は一端が公道又は地域の生活道路として利用されている道路に接続していること。
- (2) 路面の排水に支障がない構造であること。
- (3) 私道を利用する世帯が5世帯以上あること。
- (4) 私道の敷地の所有者及び当該敷地に隣接する土地の所有者が当該私道について一般の通行の用に供することを承諾していること。
- (5) 私道の沿道の居住者から舗装工事の要望があったこと。
- (6) 事業の用に供する道路又は通路で管理者が明確なものでないこと。
- (7) 集合住宅の敷地内の道路又は通路でないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、舗装工事（簡易な補修を除く。以下同じ。）に要する費用のうち、市長が適当と認めるものとし、別表2の単価に舗装面積を乗じた額を上限とする。

- 2 別表2の工法の内容は別表3のとおりとし、現場条件に合った適切なものを選定することとする。
- 3 別表3の工法は人力施工を基本とする。ただし、次の各号に掲げる事項を満たし、機械施工が可能と判断される場合は、機械施工とする。

- (1) 施工面積が100㎡以上である。
- (2) 建設機械が施工場所まで搬入が可能である。
- (3) 建設機械が施工場所で旋回などの操作が可能である。

建設機械の待機場所を含めた工事用地が施工場所で確保できる。

(舗装工事の内容)

第5条 助成対象となる舗装構造は、路面の簡易な舗装で別表1を標準とする。

- 2 舗装の構造が別表1の基準を満たさないものは、助成対象としない。
- 3 舗装工事に伴う排水設備等の工事は、助成対象としない。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、助成対象経費の総額に4分の3を乗じて得た額又は500,000円のいずれか少ない額とする。

(事前協議)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ舗装工事の実施内容について市長と協議しなければならない。

(交付の申請)

第8条 前条の規定による協議を行った者は、市長が指定する期日までに、次に掲げる事項を記載した私道舗装工事助成金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名、住所及び電話番号(以下「氏名等」という。)
- (2) 申請に係る私道の所在地
- (3) 交付申請額

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 平面図
- (3) 現況写真
- (4) 工事見積書の写し
- (5) 第3条第4号及び第5号に規定する承諾及び要望があったことを証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、私道舗装工事助成金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、助成金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、交付の決定について条件を付することができる。

(変更交付の申請等)

第10条 前条の規定による通知を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、その後の事情変更により申請の内容を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した私道舗装工事助成金変更交付申請書(様式第3号)に第7条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

- (1) 申請者の氏名等
- (2) 変更交付申請額
- (3) 変更の理由

2 市長は、前項の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付決定の内容を変更すべきものと認めるときは、私道舗装工事助成金変更交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請をした助成決定者に通知するものとする。この場合においては、前条後段の規定を準用する。

(完了報告)

第11条 助成決定者は、舗装工事が完了したときは、市長が指定する期日までに、次に掲げる事項を記載した私道舗装工事完了報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 報告者の氏名等
- (2) 完了年月日
- (3) 舗装工事に要した費用の額

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 舗装工事の実施状況が分かる写真
- (2) 助成対象経費の支払を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第12条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行い、相当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、私道舗装工事助成金交付額確定通知書(様式第6号)により、当該報告をした助成決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた助成決定者は、速やかに、次に掲げる事項を記載して押印した私道舗装工事助成金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 請求者の氏名等
- (2) 交付請求額及び振込先預金口座

(交付)

第14条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 助成金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 次条又は第17条後段の規定に違反したとき。
- (4) その他この要領に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(帳簿の整備等)

第16条 助成決定者は、舗装工事に係る支出を明らかにした帳簿を備え、当該支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を舗装工事完了後10年間保管しなければならない。

(報告の徴収等)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、助成決定者に対し、舗装工事の実施状況について報告を求め、又は職員に舗装工事の実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、助成決定者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

(指導及び助言)

第18条 市長は、助成決定者に対し、私道の整備に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(申請書等の様式)

第19条 この要領に規定する申請書等の様式は、次のとおりとする。

(委任)

第20条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、土木部長が定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年6月23日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の本要領別表2の規定は、令和3年4月1日以後に交付の申請を行った事業について適用し、同日前に交付の申請を行った事業については、なお従前の例による。

3 令和3年4月1日からこの要領の施行の日の前日までの間に吹田市私道舗装工事助成金交付要綱を廃止する告示（令和3年吹田市告示第153号）による廃止前の吹田市私道舗装工事助成金交付要綱（平成26年吹田市告示第67号）の規定によりなされた交付の申請は、本要領の規定によりなされた交付の申請とみなす。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

標準構造		
構造	アスファルト舗装	路盤
厚さ	4 c m	5 c m
材料 (規格)	再生アスファルト混合物 密粒度 (1 3)	再生粒度調整砕石 2 5 ~ 0 m m

別表 2

工 法	m ² 当たり助成対象経費 (税込)
人力施工-1	1 2, 7 0 0 円
人力施工-2	6, 6 0 0 円
人力施工-3	1 4, 9 0 0 円
機械施工-1	8, 0 0 0 円
機械施工-2	4, 5 0 0 円
機械施工-3	6, 7 0 0 円

別表 3

工 法	内 容
人力施工-1	現状未舗装の道路で、路盤とアスファルト舗装を人力で施工する
人力施工-2	現状未舗装の道路で、アスファルト舗装を人力で施工する
人力施工-3	現状の劣化したアスファルト舗装を撤去し、アスファルト舗装を人力で施工する
機械施工-1	現状未舗装の道路で、路盤とアスファルト舗装を機械で施工する
機械施工-2	現状未舗装の道路で、アスファルト舗装を機械で施工する
機械施工-3	現状の劣化したアスファルト舗装を撤去し、アスファルト舗装を機械で施工する

(1) 要領第 8 条に規定する私道舗装工事助成金交付申請書
様式第 1 号

私道舗装工事助成金交付申請書

年 月 日

吹田市長宛

申請者

住所

氏名

電話

私道舗装工事助成金を受けたいので、吹田市私道舗装工事助成金交付要領第 8 条により、下記のとおり申請します。

本申請に関する舗装工事の施工に際する対応及び舗装完了後の維持管理については、一切私が責任をもって処理します。なお、舗装についての土地関係諸権利者の承諾は得ております。

記

1 工事場所

吹田市

(別紙位置図のとおり)

2 工事概要及び工事費

延 長	幅 員	面 積	工 事 費
m	m	m ²	円

添付書類 (1) 工事場所の位置図 (2) 平面図 (3) 現況写真
(4) 工事見積書の写し (5) 当該私道を一般通行に供することを承諾していること及び当該私道の舗装工事を要望していることを証明する書類 (6) 舗装面積計算書

(2) 要領第9条に規定する私道舗装工事助成金交付決定通知書
様式第2号

吹 第 号
年 月 日
(年)

様

吹田市長

私道舗装工事助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました私道舗装工事助成金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

助成金額 金 円

- 1 吹田市私道舗装工事助成金交付要領を遵守してください。
- 2 工事が完了したときは、私道舗装工事完了報告書（様式第5号）を提出してください。
- 3 申請書の内容を変更する場合は、私道舗装工事助成金変更交付申請書（様式第3号）をもって、速やかに市長に報告してください。
- 4 工事完了後は、適正に維持管理をしてください。

(3) 要領第10条に規定する私道舗装工事助成金変更交付申請書
様式第3号

私道舗装工事助成金変更交付申請書

年 月 日

吹田市長宛

申請者

住所

氏名

電話

年 月 日付けで申請し、年 月 日付け
吹 第 号で交付決定のあった私道舗装工事助成金の決定事項を変更し
たいので、下記のとおり申請します。

記

変更交付申請額 金 円

変更内容
変更理由

(4) 要領第10条に規定する私道舗装工事助成金変更交付決定通知書
様式第4号

吹 第 号
年 月 日
(年)

様

吹田市長

私道舗装工事助成金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました私道舗装工事助成金の変更
について、下記のとおり決定事項を変更するので通知します。

記

助成金額 金 円

- 1 吹田市私道舗装工事助成金交付要領を遵守してください。
- 2 工事が完了したときは、私道舗装工事完了報告書（様式第5号）を提出してください。
- 3 工事完了後は、適正に維持管理をしてください。

(5) 要領第 1 1 条に規定する私道舗装工事完了報告書
様式第 5 号

私道舗装工事完了報告書

年 月 日

吹田市長宛

住所

氏名

電話

年 月 日付けで交付決定のあった私道舗装工事が完了したので、下記のとおり報告します。

記

工事場所	吹田市		
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで		
延長	m	幅員	m
面積	m ²	工事費	円

添付書類 (1) 舗装工事の実施状況が分かる写真 (2) 舗装工事に要した費用の支払を証する書類 (3) 竣工図 (4) 舗装面積計算書

(6) 要領第 1 2 条に規定する私道舗装工事助成金交付額確定通知書
様式第 6 号

吹 第 号
年 月 日
(年)

様

吹田市長

私道舗装工事助成金交付額確定通知書

年 月 日付けで申請のありました私道舗装工事助成金について、審査の結果、下記のとおり助成金額を確定しましたので通知します。

私道舗装工事助成金交付請求書（様式第 7 号）を提出してください。

記

助成金額 金 円

(7) 要領第13条に規定する私道舗装工事助成金交付請求書
様式第7号

私道舗装助成金交付請求書

年 月 日

吹田市長宛

請求者

住所

氏名

印

電話

年 月 日付け 吹 第 号をもって、私道舗装工事
助成金交付額確定通知を受けました下記金額を、私道舗装の助成に関する要領
第13条の規定に基づき請求します。

記

1 請求金額	金 円	
2 振込先	銀行名	銀行 支店
	口座種類	普通預金 ・ 当座預金
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	